



「長崎市原爆死没者名簿」寄託覚書

(目的)

- 1 長崎市長伊藤一長（以下「甲」という。）は「長崎市原爆死没者名簿」（以下「名簿」という。）を国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館（以下「祈念館」という。）における来館者の追悼に供するために厚生労働省健康局長高原亮治（以下「乙」という。）へ寄託する。

(寄託期間)

- 2 寄託期間は、平成15年6月25日から平成15年8月8日までとする。ただし、有効期間満了前1ヶ月までに、甲乙双方のいずれか一方より異議の申入れがないときは、さらにその期間を1年延長するものとする。その後もまた同様とする。

(保管場所)

- 3 乙は、甲から寄託された名簿を一括して祈念館内の追悼空間死没者名簿棚に保管する。

(保管上の注意事項)

- 4 乙は、名簿の取り扱いについて取扱規定を作成し、名簿の劣化、汚損等がないよう最大限の注意をもって保管するものとする。

(保管の責任)

- 5 寄託期間中に名簿に汚損、破損等が生じた場合は、乙の責任においてこれを修復する。ただし、甲が一時的に利用した場合の事故については、この限りでない。

(寄託方法)

- 6 甲は、名簿を預け入れる際、寄託預入書（様式1）を乙に提出するとともに、乙は寄託預り書（様式2）を甲に提出するものとする。なお、毎年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典後に名簿を預け入れる際も同様の取扱とする。

(禁止事項)

- 7 甲以外の者は名簿を閲覧してはならない。

(寄託の解除)

- 8 甲は、寄託期間中に乙が本覚書等に違反することがあった場合又は違反するおそれがあると認める場合は、この寄託を解除することができる。

(その他)

- 9 この覚書に定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

平成15年 6月 25日

甲 長崎市長

伊藤 一長



乙 厚生労働省健康局長 高原 亮治



寄 託 預 入 書

厚生労働省健康局長 ○○○○ 様

長崎市長は厚生労働省健康局長へ「長崎市原爆死没者名簿」を寄託
いたします。

平成 年 月 日

「長崎市原爆死没者名簿」預入総数 冊

長崎市長、○○○○

寄 託 預 り 書

長崎市長 ○○○○ 様

○ 厚生労働省健康局長は長崎市長より「長崎市原爆死没者名簿」の寄託を受けました。

平成 年 月 日

○ 「長崎市原爆死没者名簿」預総数

冊

厚生労働省健康局長 ○○○○